納税相談

平成２９年度納税相談（平成２８年分所得の申告）を実施します。

申告の案内が届いた方は、できるだけ決められた日時に申告に来てください。

当日来られない方や、案内が届かなくても申告が必要な方は、平日９時～１２時、１３時～１７時に、市役所本庁舎市民ホール・香北支所・物部支所で受け付けます。

また、２月２０日（月）・２７日（月）・３月６日（月）の３日間は、市役所本庁舎市民ホールで、受付時間を１８時まで延長しています。

毎年市役所での相談は大変混み合います。長時間お待ちいただく場合がありますが、ご了承ください。

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎５２−９２９２

住民税の申告が必要な方

平成２９年１月１日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。**※次のいずれかに該当する方を除く。**

①税務署に所得税の確定申告書（平成２８年分）を提出される方

②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へご確認ください）

③公的年金等に係る所得のみの方

※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする方は申告が必要です。

◆次のように、確定申告をする必要がない場合でも、住民税の申告は必要です。

①公的年金等の収入が４００万円以下で、それ以外の所得金額が２０万円以下の場合

②給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得金額が２０万円以下の場合　など

◆市・県民税では、寡婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（１６歳未満）を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族控除の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。ご注意ください。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、譲渡した金額の大小、交換や収用等で所得税が非課税の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得（自営業・農業など）を有する方は、平成２６年１月から帳簿のほか領収書等の証拠書類を保存しなければならないことになっています。記帳および領収書等の整理をお願いします。

事業主の皆さんへ
給与支払報告書（平成２８年分）の提出

提出期限 1月31日(火)

平成２８年中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が平成２９年１月１日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。原則、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から住民税の特別徴収（天引き）をする必要があります。

【土佐山田町地区】
会場：本庁舎市民ホール

月　日	対象地域
２月１７日（金）	宮前町・前山 北本町上１
２月１８日（土）	百石町・東本町 西本町・秦山町 県住・古町・黒土
２月２１日（火）	仁井田・佐野
２月２２日（水）	大平・本村・有谷 佐竹・中後入 西後入・大後入
２月２３日（木）	松本・岩次
２月２４日（金）	神通寺・京田・立石
２月２５日（土）	片地地区
２月２８日（火）	談東・内田・中央 談中・談西
３月１日（水）	平田・中村・伏原
３月２日（木）	予岳・油石・前行
３月３日（金）	植・大法寺
３月４日（土）	明治・宝町・栄町 旭町・北本町 北組西・中組・南組
３月７日（火）	久次
３月８日（水）	上改田・須江 新改・入野
３月９日（木）	曽我部川・平山 東川
３月１０日（金）	繁藤地区

【香北町地区】
会場：香北支所

月　日	対象地域
２月１６日（木）	永瀬・蕨野 白石・根須
２月１７日（金）	吉野・小川
２月２０日（月）	大谷・佐敷 久保川・韮生野①
２月２１日（火）	韮生野②
２月２２日（水）	上町・住宅
２月２３日（木）	泉町・本町・新田
２月２４日（金）	本田
２月２７日（月）	下野尻
２月２８日（火）	太郎丸・南岩改
３月１日（水）	北岩改・萩野・橋川野 白川上・白川下
３月２日（木）	五百蔵
３月３日（金）	有川・有瀬・西峯・河野 川ノ内・日ノ御子
３月６日（月）	谷相・中谷・横谷
３月７日（火）	朴ノ木・永野①
３月８日（水）	永野②・白寿荘 大井平・大束・梅久保
３月９日（木）	清爪・猪野々①
３月１０日（金）	猪野々②
３月１４日（火）	香北町全域

【物部町地区】
会場：物部支所

月　日	対象地域
２月１６日（木）	庄谷相・拓・頓定・浦山 中津尾・山崎（坂）
２月２１日（火）	山崎（坂を除く） 押谷・小浜
２月２３日（木）	根木屋・岡ノ内・桑ノ川 別役・市宇・別府
２月２８日（火）	久保・大西・南池・中上 笹上・笹下・五王堂 黒代・安丸
３月２日（木）	神池・楮佐古 平井・立花
３月７日（火）	大栃①・影仙頭 小川・日の地
３月９日（木）	大栃②・中谷川
３月１４日（火）	大栃③・吹越・間々

申告にはマイナンバーをお忘れなく！

◆申告にはマイナンバーの記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード＋運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。

※詳しくは広報香美１２月号に掲載しています。

◆医療費控除の申告をする方は事前に領収書の整理や計算を行ってください。

◆分離所得（譲渡・株式等）の申告をする方で確定申告となる方は、なるべく税務署で申告してください。

南国税務署からのお知らせ

【確定申告会場の開設期間】 ２月１６日（木）～３月１５日（水）
８時３０分～１６時受付（９時相談開始）

【電話による申告相談】 １月１８日（水）～３月１５日（水）
☎０８８−８６３−３２１５　※自動音声に従い『０』を選択してください。

土・日・祝日は、２月１９日（日）と２月２６日（日）のみ